

## 令和7年度（2025年度）7月度定例役員会配布物一覧

【チェック】最初に配布物/部数が正しくそろっているかご確認ください。  
 配布物の過不足、不明点がある場合は連合役員までお問合せください。

【チェック】

	① 赤坂台校区連合自治会 7月定例役員会議案書	各単位 1部
	日本赤十字社活動資金募集運動の報告とお礼	各単位 1部
	ごみ減量化推進委員委嘱書としおり (6丁14A・6丁14B・6丁15・フォーラム6丁・檜尾山)	5自治会のみ
	自治会活動保険のご案内	各単位 1部
	堺市自治会施設賠償責任保険について	各単位 1部

### <全戸配布および回覧板>

	① 「赤坂台ふるさと祭り」チラシ	回覧板数
	② 赤中「学校だより」 7月号	回覧板数
	③ 「自衛官等募集中」ビラ	回覧板数

### <掲示物（掲示板）>

	① 交番だより 7月号	掲示板数
	② 運転者講習会のお知らせ	掲示板数

### <黄色バインダー>


2025(R7)年度 赤坂台校区連合自治会 7月定例役員会 議案書

2025 (R7) 年7月13日(日) 10:00~

1. 連合自治会から

(1) 令和7年度日赤活動資金募集の報告とお礼(別紙)

(2) 「2025 赤坂台ふるさと祭り」について 8月16日(土)開催

① チラシの回覧をお願いします

② ゴールド券発行届提出してください

③ 8月3日(日) 10:00~、8月度定例役員会を開催します。

13:30~、「赤坂台ふるさと祭り」実行委員会を開催します

出席者:各自治会の実行委員、協力者B-1、協力者B-2

三役、ボランティア

出席者への手紙、届けてください。

(3) 自治会活動保険について(別紙)

(4) 堺市自治会施設賠償責任保険について(別紙)

2. 各委員会より

(1) スポーツ推進委員会

6月8日(日) 「

「ソフトボール大会」が赤中グラウンドで開催されました。

6月18日(水)

「グランドゴルフ大会」が、赤坂台公園にて開催されました

(2) 防災委員会

小学生防災リーダー養成講座 8月7日(木) 10:00~11:45

5名の応募がありました。

3. 南区自治連合協議会校区代表者会議(7月4日 Fri) 詳細はHP参照してください。

(1) 堺市人権教育推進協議会全体研修会

8月22日(金) 13:30~15:30

校区委員に別途案内が送付されます。(4丁・リシエス4丁・5丁・5丁西・6丁)

(2) 堺市ごみ減量化推進委員(委嘱書とパンフ)

(6丁14A・6丁14B・6丁15・フォーラム6丁・檜尾山)

\*次回定例会は、8月3日(日) 午前10時から開催します。

この時にゴールド券をお渡しします、早く必要な自治会は申し出てください。

以上

あ

R7 8・16 Sat.

17:00~20:00

か

ビンゴだ  
演歌だ

ロックだ  
ダンスだ

# 赤坂台 ふるさと祭り

SINCE 1975



ソーランだ



太極拳だ



あかふる  
ステージ

●17:00 太極拳「楽拳会」●17:30 演歌「中林まゆみ」●18:00 りんバンド ■18:30~20:00 実行委員会プロデュース・ステージ  
18:30 ビンゴ大会/ 赤坂台ソーランバンド/演舞:梟燕乱舞(三国 鷲&堺陶器連飛燕)/南中ソーラン/南中ソーラン総踊り(一般参加)



- ①リーシェス4T 飲み物
- ②農家の子ども食堂 フライドポテト・ジュース
- ③檜尾山 飲み物
- ④大森青年団 焼きそば・飲み物
- ⑤中山商店 たこせん・ゼリー
- ⑥6丁14B かき氷・射的
- ⑦5丁 くじ引き・飲み物
- ⑧啓道館 スーパーボールすくい・光るオモチャくじ
- ⑨ファミリー赤坂台 飲み物
- ⑩赤小PTA 光るうちわ
- ⑪FC FORZA お楽しみ
- ⑫メロンパンの会 チュウチュウ・くじ引き・駄菓子



- ⑬赤坂台やきとり会 やきとり
- ⑭アロハの会 かき氷・ポップコーン
- ⑮生ビール
- ⑯6丁 フランクフルト・スーパーボールすくい
- ⑰6丁 防災会みたらし団子・こんにやく
- ⑱玉・飲み物
- ⑲4丁 飲み物
- ⑳赤坂ほのぼの会 おでん・飲み物
- ㉑2丁 公社お菓子釣り・飲み物
- ㉒マムズくねーぷ
- ㉓クレープ
- ㉔1丁 くじ引き・飲み物
- ㉕3丁9番 ガラクタ市
- ㉖フォーラムハウス6丁
- ㉗6丁15
- ㉘5丁14A
- ㉙3丁南
- ㉚5丁西

ふ

主催:「2025赤坂台ふるさと祭り」実行委員会/赤坂台校区連合自治会

協力団体:堺市立赤坂台小学校/堺市立赤坂台中学校/赤坂台小学校PTA/赤坂台中学校PTA/南堺防犯協会赤坂台支部/交通指導員、青少年指導員、少年補導員/赤坂台民生・児童委員/赤坂台校区福祉協議会/校区住民・協力者のみなさま。

る





# 委 嘱 書

〇〇校区

〇〇〇〇様

堺市ごみ減量化推進員を委嘱します

ただし令和9年5月31日までとします

令和7年6月1日

堺市長 永藤英機

印

# ごみ減量化推進員 しおり



堺市環境マスコットキャラクター

ムーかん

各地域から「ごみ」の減量とリサイクルをすすめよう！

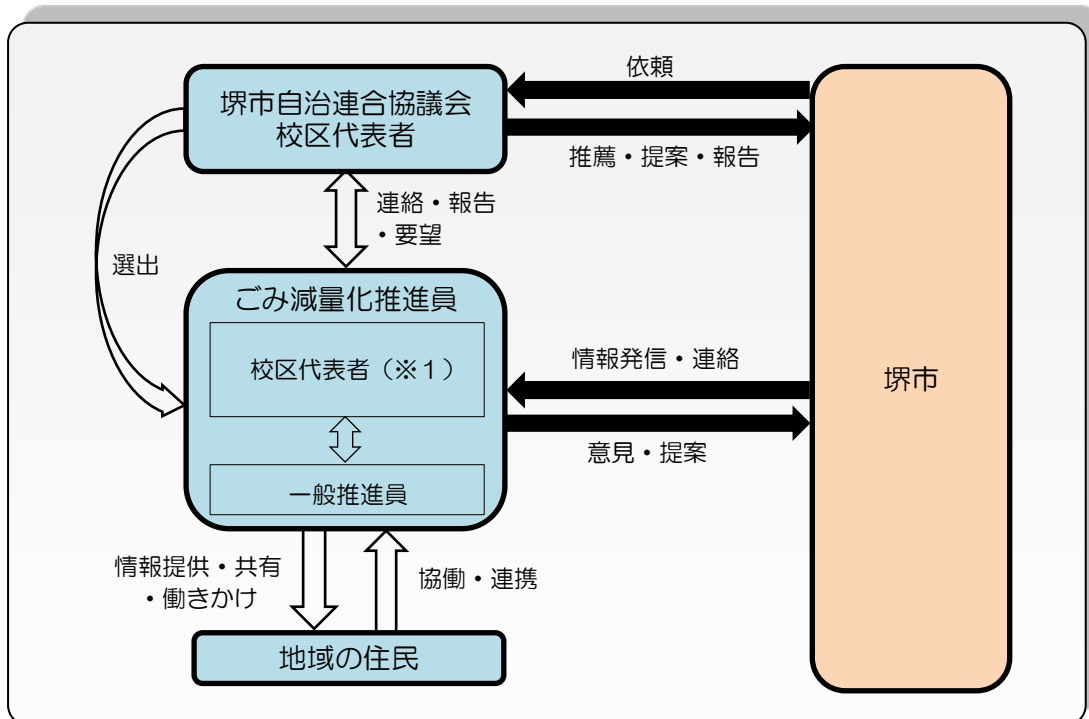
## 1. ごみ減量化推進員制度について

### (1) ごみ減量化推進員（=推進員）の設置目的

ごみ減量化推進員は、市が発信する情報を地域の皆さんに提供・共有するなど、地域の皆さんと市をつなぐ役割を担っていただき、ごみの減量化とリサイクルを進めることを目的に設置しています。

### (2) 堺市ごみ減量化推進員制度組織図

以下の組織図のように、各校区と市とが連携・協働して、ごみの減量化とリサイクルに取り組みます。



※1 校区代表者：各校区において、推進員を取りまとめる。

### (3) 推進員の任期と任期中の主な流れ

【任期】令和7年6月～令和9年5月までの2年間

【2年間の主な流れ】

(校区代表者による推進員の推薦)

- ①市からの委嘱（委嘱書の受理）＋ 地域での活動開始
- ②市開催のイベント（予定）への参加
- ③「令和7年度・令和8年度堺市ごみ減量化推進員の活動報告書」の提出

<任期途中で推進員の変更について>

役員の改選等によって、任期途中で推進員を変更する場合があります。  
令和8年3月頃に堺市から、ごみ減量化推進員の変更に関するご案内をいたします。

### (4) 推進員の活動範囲

自己の居住する校区又は自治会

## 2. ごみ減量化推進員の活動内容

推進員の方には、地域におけるごみの適正排出と減量化・リサイクルを推進することを目的に、①「ごみ減量化についての市民意識の高揚とごみ減量化活動の推進」、②「ごみの分別収集と適正処理の展開」、③「その他ごみ減量化のために必要な事業の推進」に取り組んでいただきます。

具体的には、当該地域で、以下に例示する活動に取り組んでください。  
活動はボランティアでお願いしております。

### (1) 地域の皆さんとの情報共有

ごみの分別方法や4R運動について、地域の皆さんとの情報共有を行っていただきます。

#### 【活動例】

##### ① 資料の配付・回覧やポスター等の掲示

- ◆情報誌や回覧紙、連絡文書を作成し、各戸に回覧・配布する。
- ◆チラシやポスターを作成し、自治会館・集会所・ごみステーションなどに掲示する。



##### ② 会議の開催

- ◆自治会館などで定期的に会議（講習会、会合等）を行い、ごみの出し方やステーションの利用方法について、取り決めや確認を行う。



##### ③ 勉強会の開催

- ◆市の出前講座、講習会を利用して、自治会、子ども会、町会、各種サークルなどで、ごみの減量化や4Rに関する知識を深める。
- ◆市が貸出しをしているDVDなどを視聴することによって、自治会、子ども会、町会各種サークルなどで、ごみの減量化や4Rに関する知識を深める。

##### ④ 催しの実施

- ◆ごみを処理する施設や資源化する施設の見学会を開催する。
- ◆地域の皆さんで集まって、エコクッキングを行い、情報交換を行う。
- ◆校区イベントで、ごみに関する啓発ブースを設置する。
- ◆集団回収実施日に「子ども1日ごみ減量化推進員」を任命するイベントを行う。

##### ⑤ 市が作成した資料の配布やツールの周知

- ◆市発行のガイドブックやチラシを各戸に回覧・配布する。  
※必要なチラシがあれば、要望に合わせて作成することも可能ですので、市までご相談ください。
- ◆ごみ分別アプリ「さんあ〜る」(裏表紙参照)を周知し、スマートフォンへのインストールを促す。
- ◆ムーやんX(旧Twitter (裏表紙参照)へのフォローを促す。

##### ⑥ 地域の市民への直接的な啓発・指導

- ◆ごみステーション等を巡回し、適正排出がされているかの確認を行う。  
不適正であった場合は、上記の①～⑤の方法によって、啓発や指導を行う。

※市では、ごみ減量化推進員の活動中の事故に対する傷害保険に加入しております。

始めよう！  
アプリで快適ごみ出し生活♪

ダウンロード・  
登録は無料！



## ごみ分別アプリ「さんあ〜る」



### 【ダウンロード方法】

App StoreまたはGoogle Playより、「さんあ〜る」で検索するか、次の二次元コードをご利用ください。



iPhone 用



Android 用

※堺市は「4R（よんあ〜る）」を推進していますが、ごみ分別アプリは堺市独自のアプリでなく、他の自治体と共通のアプリのため、「さんあ〜る」という名称となっています。

### ～水平リサイクル～令和7年4月開始

正しく分別することで何度もペットボトルに生まれ変わります



【公式】堺市環境局「ムーヤん」X (旧 Twitter (@sakai\_Muyan))



ムーヤんの活動などをUPしてるよ！フォローしてね♪



(編集・発行) 堺市 環境局 環境事業部 資源循環推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
(TEL) 072-228-7479 (直通)  
(FAX) 072-228-7063  
(URL) <http://www.city.sakai.lg.jp>



ごみ・リサイクルのページ

[http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi\\_recy/index.html](http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/index.html)

令和7年6月発行

# 自治会活動保険のご案内

堺市自治連合協議会では、自治会員が自治会活動中の不測の事故により、負傷又は死亡した場合にかかる治療費等や、第三者の生命・身体または財物に損害を与えた際に負う法律上の賠償責任を補償する保険に加入します。

## ▶保険契約者

堺市自治連合協議会

## ▶被保険者

「各校区自治連合会」及び「連合に加盟する単位自治会」の自治会員

※保険加入に際し、申請書や自治会員名簿等のご提出は必要ありません。

## ▶保険期間

令和7年7月1日～令和8年6月30日

## ▶保険料

自己負担はありません（堺市が全額負担）

## ▶対象となる活動

被保険者となる自治会が企画・立案し、会議、会則等、所定の手続きを経て実施することが決定された活動

<活動例>

### ・団体の運営に関する活動

会議、広報誌・回覧板等配布、掲示板へのポスター掲示など

### ・地域の安全・安心に資する活動

防犯パトロール、防災訓練、交通安全活動など

### ・社会福祉に資する活動

高齢者福祉活動、赤い羽根募金活動など

### ・環境美化等に資する活動

道路・公園等清掃活動、資源回収など

### ・地域コミュニティの醸成に資する活動

イベントや催しの運営・準備、文化活動、スポーツ活動など



※ 活動場所と自宅との往復途中の事故を含みます。

※ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング等、危険なスポーツ活動やだんじり祭り、ふとん太鼓は除きます。

堺市及び堺市教育委員会が別途契約する下記保険の対象となる活動を除く

地域の子どもの見守り活動保険、子ども110番の家活動保険、堺市自治会施設賠償責任保険

## ▶保険金の支払いの対象と保険金額等

### (1) 傷害

被保険者が対象となる活動に従事中又は参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、怪我又は死亡した場合（死亡・後遺障害・入院・通院）に保険金を支払います。

保険金の種類	内容	保険金額
①死亡保険金	傷害により、事故の日から 180 日以内に死亡したとき	500 万円 ※後遺障害については、障害の程度に応じ3%~100%の範囲内
②後遺障害保険金	事故の日から 180 日以内に、その傷害がもとで後遺障害が生じたとき	
③入院保険金	傷害により、平常の生活機能又は業務能力を失って医師の治療を受け、入院したとき	入院 1 日につき 3,000 円 ※事故の日から 180 日が限度
④通院保険金	傷害により、平常の生活機能又は業務能力に支障が生じ、通院したとき	通院 1 日につき 2,000 円 ※事故の日から 180 日以内の通院日数に対し、90 日を限度とする。ただし、平常の生活又は業務に支障がない程度に治ったとき以降の通院は除く。

### (2) 賠償責任

対象となる活動に伴う事故により、被保険者が、他人の生命、身体若しくは財物の損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害について、保険金を支払います。

保険金の種類	保険金額
①身体賠償	1 名 1 億円、1 事故 5 億円（限度額）
②財物賠償	1 事故 5,000 万円（限度額）

#### ※保険金が支払われる費用項目

- ・被害者に対する治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業損害、葬儀料、死亡による逸失利益、慰謝料、物の修理代など
- ・保険会社の承諾を得て支出した訴訟、仲裁和解若しくは調定費用
- ・損害の防止、軽減のための有益な応急、緊急措置費用

## ▶保険の対象とならない事故

### (1) 傷害保険

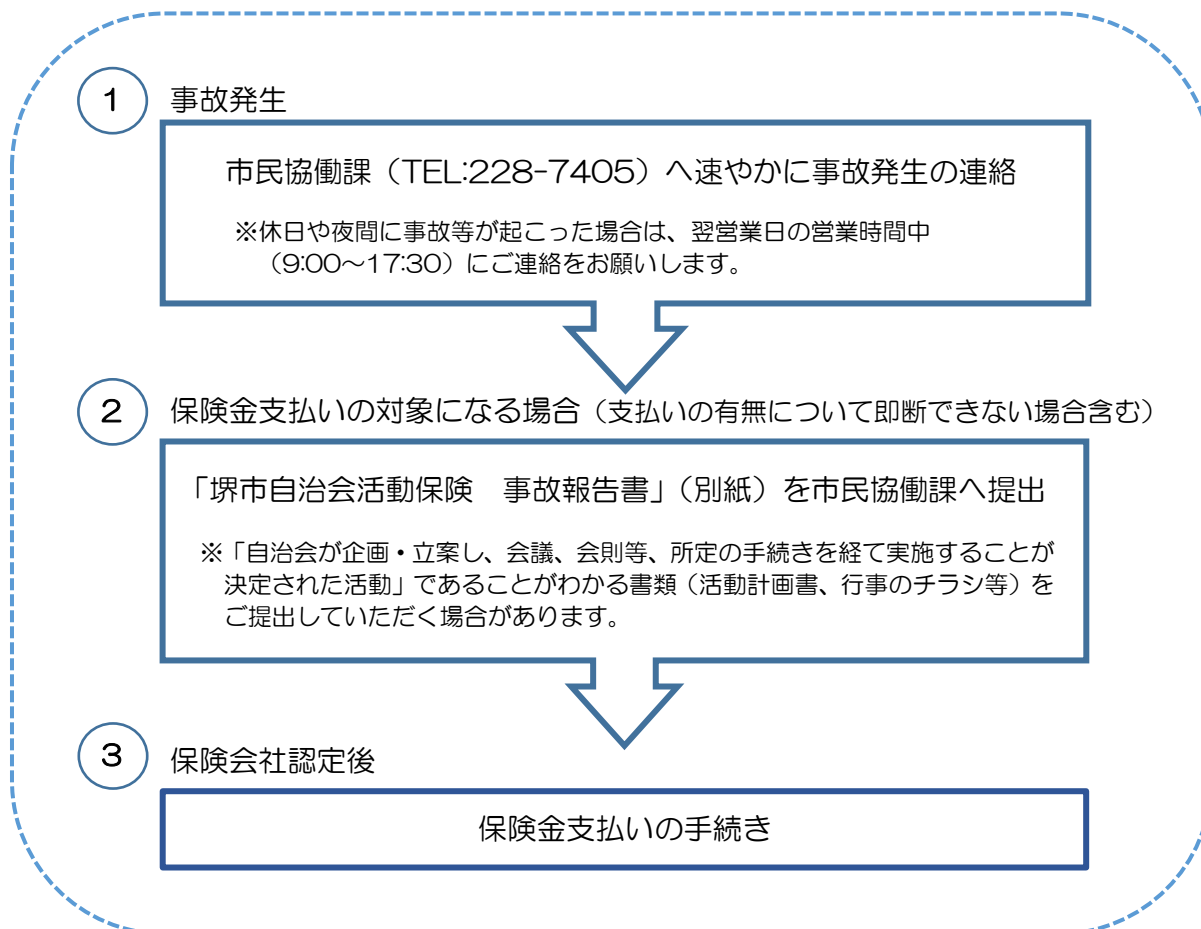
- \* 故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- \* 脳疾患、疾病、心神喪失による事故
- \* 航空機の墜落又は自動車事故
- \* 頸部症候群（むちうち）又は腰痛で、他覚所見のないもの など

### (2) 賠償責任保険

- \* 施設の新築、改築、増築、修理等の工事に起因する賠償責任
- \* 自動車の所有、使用又は管理に起因する賠償責任
- \* 給排水管、暖冷房装置、消火栓、スプリンクラーその他家事用器具から排出、漏えい又は汜濫する液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
- \* 屋根、戸、窓もしくは通風筒等から入る雨又は雪により財物の損壊に起因する賠償責任 など

※ 上記は一例です。実際に事故が起きた場合、保険会社で対象の有無を判断します。

## ▶事故発生時の手続きの流れ



## ▶初期対応、事故連絡

### ■■ 初期対応 ■■

事故が発生した場合は、まずは慌てず落ち着いて初期対応を行ってください。

- A.損害の発生および拡大の防止
- B.被害者の確認
- C.目撃者の確認
- D.必要に応じ救急車・警察へ連絡

### ■■ 事故連絡 ■■

以下について確認し、お手元にメモを取り市民協働課へすみやかにご連絡ください。

- ①事故発生の日時・場所
- ②被害者の住所・氏名
- ③事故状況（発生原因、損害状況など）

※休日や夜間に事故等が起こった場合は、翌営業日の営業時間中（9:00～17:30）にご連絡をお願いします

※ 損害の防止・軽減のための有益な応急・緊急措置費用を除き、保険金支払いについては事前に保険会社の同意を要します。

【証券番号】 5250012865  
【保険契約者】 堺市自治連合協議会  
【被保険者】 「各校区自治連合会」及び「連合に加盟する単位自治会」の自治会員  
【保険期間】 令和7年7月1日～令和8年6月30日

#### 【代理店】

株式会社 ティアタス

〒590-0946 堺市堺区熊野町東 1-1-7（ティアタスビル）  
TEL：072-238-1925（受付時間：平日 9:00～17:00）  
フリーダイヤル：0120-373-953

#### 【引受保険会社】

ニューインディア保険会社 大阪支店

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-6-27（ヨシカワビル）  
TEL：06-6262-5471（受付時間：平日 9:30～17:00）

#### ＜お問い合わせ先＞

堺市自治連合協議会事務局（市民協働課内）  
TEL：228-7405/FAX：228-0371



堺市ホームページでは自治会活動保険に関するよくある質問などを掲載しています。

# 堺市自治会施設賠償責任保険について

## ■施設賠償責任保険の概要

堺市内の自治会が所有または管理する防犯灯・防犯カメラ・掲示板※の管理不備に起因して人身傷害や財物損壊の事故を起こし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害が補償の対象となります。

※防犯灯・防犯カメラ・掲示板については、設置する土地等の所有者から許可(ex.市が管理する道路上に設置する場合は道路占用許可等)を得る必要がありますので、ご注意ください。

＜保険金支払対象となる事故の例＞

◇防犯カメラのネジが緩んで落下し、近隣の建物を破損した。

◇老朽化した防犯灯が倒れ、通行中の車両を破損した。

◇取付が緩んでいたり、腐食していた掲示板が強風で飛ばされ、通行人にケガをさせた。

【証券番号】 NL32714944

【保険契約者】 堺市自治連合協議会

【被保険者】 本保険に加入（申込）いただいている堺市内の自治会  
（校区自治連合会・単位自治会）

【保険期間】 令和7年7月1日午後4時～令和8年7月1日午後4時

【引受保険会社】 三井住友海上火災保険株式会社



## ～法律上の損害賠償責任～

過失により他人に損害を与えた場合は、民法等の定めにより加害者は被害者に対してその損害を補償する責任を負います。これを法律上の損害賠償責任といいます。

賠償責任保険は、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害について保険金をお支払いします。

一方、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じない場合は、補償対象外となりますので、ご注意ください。

## ～自然災害による事故～

地震や暴風等の自然災害による事故で他人に損害を与えたときは、災害の程度や予見可能性等によっては「不可抗力」として法律上の損害賠償責任が発生せず、保険金支払対象外となる場合があります。対人・対物事故が発生した場合は、まず当社までご連絡くださいますようお願いいたします。

# 事故発生

## お支払いする保険金の種類



お支払いする保険金は、基本補償および特約あわせ以下の通りです。

事故発生後に生じる費用

訴訟等に発展した場合の費用

### ア) 損害防止費用

事故の損害の発生や拡大の防止のために必要または有益な費用

### イ) 緊急措置費用

応急手当、護送、治療、看護その他緊急措置のために要した費用(後で損害賠償責任がないと判明した場合)

### ウ) 初期対応費用(特約)

- ・事故現場の保存、取片付け費用
- ・事故原因調査費用
- ・現場派遣交通費・宿泊費、通信費

### エ) 被害者治療費用(特約)

- ・重度後遺障害や入院の治療費
- ・死亡の場合の葬祭費用
- ・見舞金・弔慰金

### オ) 争訟費用

訴訟費用、弁護士報酬等

### カ) 協力費用

保険会社が事故解決にあたる場合、保険会社へ協力するために要した費用

### キ) 権利保全行使費用

他人から損害賠償を受けられるケースで、その権利保全・行使に要した費用

### ク) 訴訟対応費用(特約)

- 訴訟が提起された場合の以下の費用
- ・交通費・宿泊費
  - ・文書作成費、実験費
  - ・意見書や鑑定書の作成費

◆◆◆ 和解や判決により法律上の損害賠償が確定したら… ◆◆◆

### ケ) 損害賠償金

法律上の損害賠償責任に基づいて被害者に対して支払うべき治療費や修理費等の損害賠償

## お支払いする保険金の額

補償種類	保険金支払限度額	免責金額
施設賠償責任保険	身体障害・財物損壊共通 (1事故) 2億円	なし
初期対応費用特約	1,000万円	
被害者治療費用特約	1,000万円 ただし被害者1名につき以下限度 死亡・重度後遺障害50万円 入院10万円 通院3万円	
訴訟対応費用特約	1,000万円	

・ア) 損害防止費用、イ) 緊急措置費用を除き、保険金支払につき事前に保険会社の同意を要しますので、必ず保険会社までお問合せください。

・オ) 争訟費用、カ) 協力費用については原則として支払限度額の適用はなく、費用全額が支払対象となります。

・ただし、オ) 争訟費用については、ケ) 損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{損害賠償金の額}}$$

## 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の故意によって生じた賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 戦争、変乱、暴動、労働争議、騒じょうに起因する賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波、高潮に起因する賠償責任
- 液体・気体・個体の排出、流出、いつ出に起因する賠償責任
- 原子核の反応、石油物質の流出
- 石綿等の摂取・吸引、石綿等の飛散・拡散
- 保険の対象となる防犯灯・防犯カメラ・掲示板の設置、修理、取壊しによる事故に起因する賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害

## 事故が起こった場合のお手続き

### = 初期対応 =

事故が発生した場合は、まずは、あわてず落ち着いて初期対応を行ってください。

- A. 損害の発生および拡大の防止
- B. 被害者の確認
- C. 目撃者の確認
- D. 必要に応じ救急車・警察へ連絡

### = 事故連絡 =

以下について確認し、お手元にメモを取り代理店または保険会社へ、すみやかにご連絡ください。

- ①事故発生の日時・場所
- ②被害者の住所・氏名
- ③事故状況(発生原因、損害状況など)

## 三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

**0120-258-189** (無料)へ

※事故連絡の際には、本チラシ1ページ目に記載の証券番号、保険契約者名をお伝えください。

### ～示談交渉について～

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

事故が発生したときは被保険者ご自身に示談交渉を進めていただきますが、当社は円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。

なお、あらかじめ保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金を支払われた場合には、その全額または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

## 保険金請求の際のご注意

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終えて保険金をお支払いします。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますので、ご注意ください。
- 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。  
また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

## お問合せ先

このチラシは施設賠償責任保険の概要についてご案内したものです。  
保険商品の詳細につきましては、三井住友海上HPの下記リンクから読み取りいただけます。  
<https://www.ms-ins.com/pdf/business/indemnity/shisetsu.pdf>

### 保険会社の連絡・相談・苦情窓口

#### 引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク

**0120-632-277**(無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



### 【代理店】

有限会社ポントス (担当：西尾 竜平)

〒587-0031 堺市美原区さつき野西1-2-2

TEL：072-362-7651 (受付時間：平日9:00~17:00)

E-mail： [pontos@iris.eonet.ne.jp](mailto:pontos@iris.eonet.ne.jp)

### 【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社 堺支店堺第三支社

〒590-0952 堺市堺区市之町東6-2-9

TEL：072-222-0218 (受付時間：平日9:00~17:00)